

一般社団法人日本肝臓学会専門医制度規則施行細則

第1条 一般社団法人日本肝臓学会専門医制度規則の施行に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

第2条 専門医制度審議会は、委員会規程で定める委員と第3条に定める各ブロックの地区から選出された委員で構成される。

第3条 日本全国を次の6ブロックに区分する。

- (1) 北海道・東北
- (2) 関東・甲信越
- (3) 東海・北陸
- (4) 近畿
- (5) 中国・四国
- (6) 九州

第4条 専攻研修カリキュラムの履修に関する手続きは、別に定める。

第5条 申請期間は次のとおりとする。

- (1) 専門医の申請締切りは、教育講演会（単独開催）終了後、2週間とする。
- (2) 指導医の申請期間は、毎年10月1日から11月30日とする。
- (3) 認定施設、関連施設及び特別連携施設の申請は、毎年10月1日から11月30日及び2月1日から3月31日とする。

第6条 専門医の受験審査料は、20,000円とする。

2 専門医の審査認定料は、30,000円とする。

3 認定更新の審査認定料は、30,000円とする。

4 既納の金額は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第7条 この細則の改廃は、審議会の議を経て理事会の承認を受けなければならない。

第8条 細則の実施に関して生ずる疑義については、審議会の議を経て決するものとする。

附 則

1 この細則は、2002年4月1日施行する。

2 この細則の一部を改正し、2012年6月8日から施行する。

3 この細則の一部を改正し、2018年11月1日から施行する。